

兵庫県公報

平成30年10月30日 火曜日 第 3050 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 国土調査の成果の認証（同）	2
○ 鳥獣保護区の指定（鳥獣対策課）	3
○ 特別保護地区の指定（同）	4
○ 特定猟具使用禁止区域の指定（同）	5
○ 休猟区の指定（同）	11
○ 平成27年兵庫県告示第887号（鳥獣保護区の指定）の一部改正（同）	11
○ 平成28年兵庫県告示第917号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	12
○ 同 上（同）	17
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	20
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	20
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	21
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	21
○ 平成19年兵庫県告示第520号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	21
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	22
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	25
○ 土地区画整理組合の換地処分完了の届出（市街地整備課）	25
公 告	
○ 地域森林計画の樹立及び一部変更の案の縦覧（林務課）	26
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の縦覧（砂防課）	27
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の縦覧（同）	28
○ 同 上（同）	28
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の縦覧（同）	29
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	31
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	32
○ 同 上（同）	33
○ 同 上（同）	34
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	35
○ 同 上（同）	35
○ 同 上（同）	36
○ 入札公告（管理課）	36
○ 同 上（同）	39
○ 同 上（同）	42
○ 落札者等の公示（同）	45
病院局公告	
○ 兵庫県立尼崎総合医療センター経営収支改善支援業務プロポーザルの実施（県立尼崎総合医療センター）	45
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	48
○ 同 上	48

告 示

兵庫県告示第920号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	凌辱の人妻 ねらわれた股間	新東宝映画
同	冷たい女 闇に響くよがり声	オーピー映画



兵庫県告示第921号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年10月18日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地中間管理機構関連農地整備事業	須加院地区	平成30年10月30日から 同 年11月19日まで	姫路市役所



兵庫県告示第922号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
淡路市
- (2) 調査を行った期間
平成26年7月から平成29年3月まで
- (3) 成果の名称
淡路市中田の一部（中田1）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
淡路市中田の一部
- (5) 認証年月日
平成30年10月19日

- 2 (1) 調査を行った者の名称
淡路市
- (2) 調査を行った期間
平成27年8月から平成29年3月まで
- (3) 成果の名称
淡路市中田の一部（中田2）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
淡路市中田の一部
- (5) 認証年月日
平成30年10月19日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
西脇市
- (2) 調査を行った期間
平成26年9月から平成29年2月まで
- (3) 成果の名称
西脇市黒田庄町黒田の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
西脇市黒田庄町黒田の一部
- (5) 認証年月日
平成30年10月19日



兵庫県告示第923号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次の区域を鳥獣保護区として指定する。

なお、昭和39年兵庫県告示第1003号（鳥獣保護区の指定）、昭和63年兵庫県告示第1581号の4（鳥獣保護区の指定）及び平成10年兵庫県告示第1448号（鳥獣保護区の指定）は、平成30年10月31日限り、廃止する。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	区 域	存続期間
有馬富士鳥獣保護区	三田市加茂における国道176号の青野川に架かる加茂大橋南詰を起点として、同所から同川左岸を北東進して青野ダム堰堤の左端に至り、同所から市道ダム堤頂線を東進して市道広野黒郷線に至り、同所から同市道を東進して同市尼寺における不動谷川に至り、同所から同川左岸を東進して県道三田篠山線に至り、同所から同県道を南進して同市志手原における県道三田後川線に至り、同所から同県道を南西進して同市三輪における国道176号に至り、同所から同国道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
御嶽山鳥獣保護区	加東市下鴨川における旧社町と旧東条町の町界と県道平木東条線との交点を起点として、同所から同県道を北東進して県道上鴨川木津線との交点に至り、同所から県道上鴨川木津線を西進及び北進して市道住吉神社上鴨川線との交点に至り、同所から同市道を北東進して市道下鴨川スヘリコ1号線との交点に至り、同所から市道下鴨川スヘリコ1号線を東進して加東市平木における旧社町と篠山市の境界交点に至り、同所から同境界を東進して県道黒石三田線との交点に至り、同所から同県道を南進して市道梅ノ木峠芦原線との交点に至り、同所から同市道を南進して県道上鴨川木津線の交点（加東市平木字北中570—4番地先）に至り、同所から旧社町と篠山市の市境界を南進して旧社町と篠山市及び三田市の3市町境界交点に至り、同所から旧社町と三田市の市境界を南進して旧社町と三田市及び旧東条町の3市町境界交点に至り、同所から旧社	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

	町と旧東条町との町界を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
姫路市鳥獣保護区	姫路市高岡における国道2号とJR姫新線との交点を起点として、同所からJR姫新線を南東進して県道田寺今在家線との交点に至り、同所から同県道を南進して県道久今宿線との交点に至り、同所から県道久今宿線を南西進して同市山崎における市道八幡74号線との交点に至り、同所から同市道を北西進して県道広畑青山線との交点（才崎橋西詰）に至り、同所から同県道を北進して国道2号との交点（夢前橋西詰）に至り、同所から同国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
相生市日ノ浦鳥獣保護区	相生市のうち字高代山、ロクロヤ、小坪、丸崎、柳山、大谷、竹ノ浦及び法師崎の区域。ただし、字柳山5315番地の1、字丸崎5314番地、同5314番地の1、同5314番地の2及び字小坪5312番地の11を除く。	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
赤穂市坂越鳥獣保護区	赤穂市坂越における釜崎半島（県道壺根坂越線以南で赤穂市の区域）並びに生島及び鍋島の区域	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
東山鳥獣保護区	宍粟市波賀町における国道429号と市道谷水谷線の交点を起点として、同所から同国道を北東進して旧宍粟郡波賀町と同一宮町の旧町界に至り、同所から同旧町界を南西進して同市波賀町上野と同市波賀町谷の大字界に至り、同所から同大字界を南西進して市道谷・水谷線に至り、同所から同市道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
県立淡路島公園鳥獣保護区	旧津名郡淡路町と同北淡町の旧町界と県道福良江井岩屋線の交点を起点として、同所から海岸線を東進して松帆の浦に至り、同所から海岸線を南東進して大谷川に至り、同川左岸に沿って西進し、大谷橋を経て同県道を南東進して神戸淡路鳴門自動車道に至り、同所から同自動車上り線に沿って南進して、国立公園（淡路市鳥ノ山）に至り、山林と宅地に沿って、同自動車道に至り、同所から同自動車上り線に沿って南進して、淡路市楠本に至り、県立淡路島公園、国営明石海峡公園、淡路夢舞台の敷地に沿って同自動車に至り、同所から同自動車上り線に沿って南西進して同所から市道楠本谷中線の交点に至り、同所から同市道を北進して谷山大橋右岸に至り、同所から谷山ダム水面界を右回りに進み谷山大橋左岸と市道楠本谷中道との交点に至り、同所から同市道を北西進してぬるゆ橋を経て市道大谷ダム線に至り、同所から同市道を北進して県道佐野仁井岩屋線に至り、同所から同県道を北西進して旧津名郡淡路町と同北淡町の旧町界に至り、同所から同旧町界を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで



兵庫県告示第924号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次の区域を特別保護地区として指定する。

なお、昭和20年兵庫県告示第1077号の2（特別保護地区の指定）は、平成30年10月31日限り、廃止する。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	区 域	存続期間
赤穂市坂越 鳥獣保護区 生島特別保 護地区	赤穂市坂越字生島3335—1番地、3335—2番地及び3335—3番地の区域	平成30年11 月1日から 平成40年10 月31日まで



兵庫県告示第925号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次の区域を特定猟具使用禁止区域として指定する。

なお、昭和50年兵庫県告示第2214号（特定猟具使用禁止区域の指定）及び平成20年兵庫県告示第1077号の3（特定猟具使用禁止区域の指定）は、平成30年10月31日限り、廃止する。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	特定猟具 の種類	区 域	存続期間
神戸市西区 特定猟具使 用禁止区域	銃器	神戸市西区平野町における国道175号の平野橋を起点として、同所から同国道を北進して市道神戸二見線に至り、同所から同市道を西北進して同区平野町印路における県道野村明石線に至り、同所から同県道を北進して同区神出町上北古における市道神出村66号線に至り、同所から同市道を北東進して市道神出村67号線に至り、同所から同市道を東進して国道175号に至り、同所から同国道を南進して同区神出町と同区平野町との境界に至り、同所から同境界を北東進して西神墓園の敷地に至り、同所から同敷地の西側境界を北進して県道神戸加古川姫路線に至り、同所と市道神出里624号線を結ぶ農道を経て同市道を東北進し、市道神出南3号線と結ぶ農道を経て同市道を東進し、同市道東端から北側の三叉路及び同三叉路の東側の四叉路に至る農道を経て同四叉路から北進して同区神出町と同区押部谷町との境界に至る農道を経て、同境界の最北の交点から同境界を東進して市道神出南4号線に至り、同所から同市道を南進して市道神出南1号線に至り、同所から同市道を北進して県道神戸加古川姫路線に至り、同所から同県道を南進して、同区押部谷町高和632番地における山際に至り、同所から山際を南東進、北西進、北進及び北東進して同区押部谷町細田の西盛第4橋西詰に至り、同所から西盛川を南進して明石川との合流点に至り、同所から同川を南東進して忍海橋に至り、同所から県道平野三木線を南西進して市道細田2号線に至り、同所から同市道及び市道押部谷24号線を南東進して山際に至り、同所から山際を西進及び南西進して山道に至り、同所から同山道を南西進及び南東進して同区押部谷町高和999番地に至り、同所から山際を東進して性海寺の敷地界に至り、同所から同敷地の北側境界を西進して同寺北西端における山際（尾根線）に至り、同所から同尾根線を北進して農事組合法人養田農園の管理道路に至り、同所から同道路を東進、南進及び東進して交差する管理道路に至り、同所から同道路を南進して交差する道路に至り、同所から同道路を南	平成30年11 月1日から 平成40年10 月31日まで

		<p>東進して大池の土手に至り、同所から同土手を南進及び南東進して市道押部谷里413号線に至り、同所から性海寺川を西進して清水谷川に至り、同所から同川を南東進して清水谷池の土手に至り、同所から同土手を南西進して県道神戸加古川姫路線に至り、同所から同県道を南東進して県道小部明石線に至り、同所から同県道を南西進して同区玉津町二ツ屋における第二神明道路に至り、同所から同道路を西進して国道175号に至り、同所から同国道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、神戸市西区押部谷町細田19番地の1、19番地の2、20番地、21番地、22番地の1、23番地、24番地の1、28番地の1、28番地の2、29番地の1、30番地、31番地、32番地、33番地、34番地、西谷口池、同区押部谷町細田75番地、76番地の1、76番地の2及び77番地の区域を含む。</p>	
<p>有馬町特定 猟具使用禁 止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>神戸市北区有馬町における県道宝塚唐櫃線と県道有馬山口線の交点を起点として、同所から同県道を北進して西宮市と神戸市の境界に至り、同所から同境界を東進及び南進して芦有ドライブウェイに至り、同所から同ドライブウェイを北西進して有馬町有馬東口における県道宝塚唐櫃線に至り、同所から同県道を北進及び西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域の区域</p>	<p>平成30年11 月1日から 平成40年10 月31日まで</p>
<p>三田特定猟 具使用禁止 区域</p>	<p>銃器</p>	<p>三田市四ツ辻における国道176号と県道福住三田線の交点を起点として、同県道を北東進して市道広野東向線に至り、同所から同市道を東進及び南進して農道（通称沢農道）に至り、同所から同農道を東進及び南進して市道井ノ草東向線に至り、同所から同市道を南進して市道四ツ辻東山線に至り、同所から同市道を東進して市道上本庄広野停車場線に至り、同所から同市道を南東進して市道求め塚線に至り、同所から同市道を東進して市道末西線に至り、同所から同市道を北東進して同市末字深先における里道に至り、同所から同里道を東進して市道末西北浦線に至り、同所から同市道を北東進して市道下青野末西線に至り、同所から同市道を北進して市道下青野須磨田線に至り、同所から同市道を北進して同市下青野字金糞905号番地の2に至り、同所から県道曾地中三田線と市道西通り線の交点を見通した線を東進して同所に至り、同所から同県道を南進して県道福住三田線に至り、同所から同県道を東進して市道中瀬松池線に至り、同所から同市道を北進して黒川右岸に至り、同所から同川右岸を北進して市道乙原下平田線に至り、同所から同市道を北進して市道乙原万年田線に至り、同所から同市道を北進して県道三田篠山線に至り、同所から同県道を北進して農道乙原1号線に至り、同所から同農道を北進して農道乙原2号線に至り、同所から同農道を北進して林道大根谷線に至り、同所から同林道を東進して県道三田篠山線に至り、同所から同県道を北進して黒川左岸に至り、同所から同川左岸を南進して市道乙原小柿線に至り、同所から同市道を東進して市道長登呂持田線に至り、同所から同市道を南進して県道三田篠山線に至り、同所から同県道を南進して、同市尼寺における不動谷川左岸に至り、同所から同川左岸を西進して市道広野黒郷線に至り、同所から同市道を西進して市道ダム提頂線に至り、同所から同市道を西進して青野ダム堰堤の左端に至り、同所から青野川左岸を南西進</p>	<p>平成30年11 月1日から 平成40年10 月31日まで</p>

		<p>して国道176号の加茂大橋南詰に至り、同所から同国道を南東進して県道三田後川上線に至り、同所から同県道を北東進して県道川西三田線に至り、同所から同県道を東進して同市香下における市道香下木器線に至り、同所から同市道を北東進して関西学院千刈キャンプ場敷地北端に至り、同所から同キャンプ場敷地北端境界を東進して宝塚市と三田市の境界に至り、同所から同境界を南進して三田市、宝塚市及び神戸市の境界点（大岩が獄山頂）に至り、同所から三田市と神戸市の境界を西進して市道山田光明寺線に至り、同所から同市道を北西進して市道東山田線に至り、同所から同市道を南西進して山田川（大前橋）に至り、同所から同川を南西進してJR福知山線に至り、同所から同JR線を南東進して三田市と神戸市の境界に至り、同所から同境界を西進して三田市、神戸市及び三木市の境界点に至り、同所から三田市と三木市の境界を北西進して三田市、三木市及び加東市の境界点に至り、同所から三田市と加東市の境界を北西進して三田市、加東市及び篠山市の境界点に至り、同所から三田市と篠山市の境界を東進して県道黒石三田線（三本峠）に至り、同所から同県道を南東進して県道小野藍本線に至り、同所から同県道を北東進して市道相野台2号線に至り、同所から同市道を北進して藍本字美濃畑4099番2地先における里道に至り、同所から同里道を北東進してJR福知山線軌道を越え県道小野藍本線に至り、同所から同県道を東進してJR福知山線踏切（藍本踏切）を渡り国道176号に至り、同所から同国道を南進及び南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	
<p>宝塚西谷の森公園特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>宝塚市北部に所在する兵庫県立宝塚西谷の森公園の区域（宝塚市境野における市道2010号線と市道2075号線の交点を起点として、同所から宝塚市境野字保与谷14番1、同市大原野字波坂1番132、1番135、1番136、1番137、1番138、1番139、1番140、1番142、1番143、1番144、1番156、同市境野字奥境井2番、同市柳谷2番1、2番29、2番30、2番31、2番32、2番1、同市波豆字東布見ヶ岳1番1、1番、同市大原野字波坂5番1、1番83、1番80、1番75、1番146、1番113、1番114、1番115、1番116、1番117、1番118、1番119、1番122、1番123、1番147、1番131、1番130及び同市境野字保与谷14番1の地番界で囲まれた区域）</p>	<p>平成30年11月1日から平成40年10月31日まで</p>
<p>鳴尾山特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>西脇市野村町の県道西脇八千代市川線と県道西脇三田線の交点を起点として、同所から同県道を南進して同市板波町の西脇市と加東市の境界に至り、同所から同境界を西進して同市平野町の市道西脇滝野線に至り、同所から同市道を北進して県道西脇八千代市川線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成30年11月1日から平成40年10月31日まで</p>
<p>小野中央特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>小野市敷地町における市道107号線と市道108号線の交点を起点として、同所から同市道を東進して県道小野藍本線に至り、同所から同県道を南西進して市道1031号線に至り、同所から同市道を南西進して国道175号に至り、同所から同国道を南進して小野市浄谷鳥獣保護区界に至り、同所から同保護区界を南西進、南東進及び東進して市道1338号線に至り、同所から同市道を東進及び南西進して県道大畑小野線に至り、同所から同県道を西進して国道175</p>	<p>平成30年11月1日から平成40年10月31日まで</p>

		号に至り、同所から同国道を南進して市道1725号線に至り、同所から同市道を東進して小野市天神80番地1203に至り、同所から小野ニュータウン宅地界を北進及び東進して市道1720号線に至り、同所から同市道を西進して市道120号線に至り、同所から同市道を西進して国道175号に至り、同所から同国道を南進して育ヶ丘町境界に至り、同所から同境界を東進して市道4409号線に至り、同所から同市道を南西進して市道122号線に至り、同所から同市道を南西進して県道三木宍粟線に至り、同所から同県道を南東進して市道4220号線に至り、同所から同市道を西進して加古川左岸河川区域界に至り、同所から同区域界を北西進して県道小野香寺線に至り、同所から同県道を北東進して市道1027号線に至り、同所から同市道を北進して市道5034号線に至り、同所から同市道を北西進して市道107号線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
小野市小田上特定猟具使用禁止区域	銃器	小野市小田上町における市道6341号線と市道6305号線の交点を起点として、同所から同市道を東進して市道118号線に至り、同所から同市道を南進して市道6340号線に至り、同所から同市道を西進して市道6341号線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
書写特定猟具使用禁止区域	銃器	姫路市横関における夢前川に架かる書写橋東詰を起点として、県道石倉玉田線を北西進して書写山登山道東坂参道入口に至り、同所から同参道を登りロープウェイ山頂駅を経て円教寺入口仁王門に至り、同所から同寺境内林界を北進して国有林界に至り、同所から同国有林界を東進して県道姫路神河線に至り、同所から同県道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
グリーンエコー笠形特定猟具使用禁止区域	銃器	神崎郡神河町大字根宇野における町道笠形線と町道山田根宇野線の交点を起点として、同町道を西進して大字山田と大字根宇野の大字界に至り、同所から同大字界を南進して大字山田、大字根宇野及び大字中村の大字境界点に至り、同所から大字根宇野と大字中村の大字界を南東進して大字根宇野字ヒモノ木谷と大字根宇野字乳母懐の字界に至り、同所から同字界を東進して林道根宇谷線に至り、同所から同林道を北進して町道笠形線の終点に至り、同所から同町道を北進して兵庫県揖保川流域森林計画における旧神崎町32林班と旧神崎町33林班の林班界に至り、同所から同林班界を東進して大字根宇野字笠形山と大字根宇野字大滑の字界に至り、同所から同字界を北西進して大字根宇野字笠形山と大字根宇野字万代尾の字界に至り、同所から起点に向かって下りている尾根線を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
有年・周世特定猟具使用禁止区域	銃器・くくりわな	赤穂市有年横尾における国道2号と市道有年原横尾線との交点を起点として、同所から同市道を南東進して市道内海原平田線に至り、同所から同市道を南東進して県道高雄有年横尾線に至り、同所から同県道を南東進及び南進して同市周世における森林管理道神護寺線に至り、同所から同森林管理道の水木原川に架かる橋を渡り同川の右岸を南東進して同市周世字水木原1302—93地内に接する橋と獣害防止柵に至り、同所から同獣害防止柵を南進、南西進及び西進して同市周世字水木谷1302—189地内の遊歩道(通称	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

		<p>神護寺表参道)に至り、同所から同遊歩道を北進して神護寺境内に至り、同所から同遊歩道を北西進して同市周世と同市真殿との大字界交点に至り、同所から同大字界を北西進して三角点(286.4メートル)に至り、同所から同大字界を北西進して同市真殿、同市周世及び同市有年横尾との3大字界交点に至り、同所から同市真殿と同市有年横尾との大字界を西進して同市真殿、同市中山及び同市有年横尾との3大字界交点に至り、同所から同市中山と同市有年横尾との大字界を北西進して同市有年横尾字一ツ岩と同市有年横尾字大多尾との字界交点に至り、同所から同字界を北進して、同市有年横尾一ツ岩、同市有年横尾字大多尾及び同市有年横尾字0410堂ヶ谷との3字界交点に至り、同所から同市有年横尾字一ツ岩と同市有年横尾字堂ヶ谷との字界を北進して市道谷口線に至り、同所から同市道を北進して県道周世有年原線に至り、同所から同県道を北東進して国道2号に至り、同所から同国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	
円山川公苑 特定猟具使用 禁止区域	銃器	<p>豊岡市気比における県道香美久美浜線と市道小島屏風ヶ浦線の交点を起点として、同所から同県道を北東進して県道久美浜気比線との交点に至り、同所から里道を南進して尾根筋を通り、旧豊岡市と旧城崎郡城崎町の境界に至り、同所から同境界を北西進して円山川右岸に至り、同所から円山川右岸沿いに北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
矢田川特定 猟具使用禁 止区域	銃器	<p>美方郡香美町香住区における大乘寺橋北詰を起点として、同所から県道香住村岡線を南東進して大乘寺橋南詰に至り、同所から町道狭間加鹿野線を北西進して町道久津居線に至り、同所から同町道を北進して国道178号に至り、同所から矢田川左岸を北進して同川河口に至り、同所から同川右岸を南進して町道森224号線に至り、同所から同町道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
鉢伏高原特 定猟具使用 禁止区域	銃器	<p>養父市丹戸における県道養父小代線と市道丹戸横角線の交点を起点として、同所から同県道を西進して森林基幹道瀬川氷ノ山線に至り、同所から同林道を西進して氷ノ山橋に至り、同所から谷沿いに北西及び北進して登行リフトの終点に至り、同所から県道養父小代線を東進して市道葛畑大久保線に至り、同所から同市道を東進して森林基幹道瀬川氷ノ山線に至り、同所から同林道を北進して養父市と美方郡香美町との境界に至り、同所から同境界を東進して養父市別宮における農道坂根線に至り、同所から同農道を南進して市道葛畑大久保線に至り、同所から同市道を西進して市道丹戸横角線に至り、同所から同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
黒石ダム特 定猟具禁 止区域	銃器	<p>篠山市今田町黒石における県道黒石三田線と県道西脇篠山線の交点を起点として、同所から同県道を北進して黒石ダム周回管理道路に至り、同所から同管理道路を周回して県道黒石三田線に至り、同所から同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

石生特定猟具使用禁止区域	銃器	丹波市氷上町石生における主要地方道青垣柏原線と旧氷上郡氷上町及び同柏原町の旧町界の交点を起点として、同所から同国道を北進して国道175号に至り、同所から同国道を北進して同市氷上町大字石生と大字北野の大字界に至り、同所から同大字界を北東進して旧氷上郡氷上町と同春日町の旧町界に至り、同所から同旧町界を南東進して同氷上町、同柏原町及び同春日町の境界点に至り、同所から同氷上町と同柏原町の旧町界を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
今田南部特定猟具使用禁止区域	銃器	篠山市今田町木津における県道上鴨川木津線と県道黒石三田線の交点を起点として、同所から同県道を南東進して市道釜屋大川瀬線に至り、同所から同市道を南西進して三田市と篠山市の境界に至り、同所から同境界を北西進及び南西進して大川瀬ダム周回管理道路に至り、同所から同管理道を北東進して大川瀬ダム周回の山沿いに至り、同所から同市道を北進して同市今田町木津における県道上鴨川木津線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
あわじ花さじき特定猟具使用禁止区域	銃器	淡路市楠本における県道佐野仁井岩屋線と市道上山4号線の交点を起点として、同所から同市道を北進して市道岩口上山線に至り、同所から同市道を東進して市道上山薦草線に至り、同所から同市道を北進及び東進して市道田ノ首花ノ木線に至り、同所から同市道を東進して市道上山道2号線に至り、同所から同市道を南進して山林界に至り、同所から山林と農地の境を西進及び南進して市道粟谷線に至り、同所から同市道を東進して山林界に至り、同所から山林と農地との境を南進、西進及び北進して市道粟谷線に至り、同所から同市道を西進して県道佐野仁井岩屋線に至り、同所から同県道を北進して市道旧県道佐野仁井岩屋線7号線に至り、同所から同市道を北進して県道佐野仁井岩屋線に至り、同所から同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
兵庫県鳴門海峡及び沼島特定猟具使用禁止区域	銃器	南あわじ市福良字鳥取947番地の5の西端門崎から徳島県鳴門市鳴門公園内孫崎灯台を見通した線と、鳴門海峡上における兵庫県と徳島県の県界との交点を起点として、同所から同見通し線を東進して同市福良字鳥取947番地の5の西端門崎に至り、同所から海岸線に沿って福良湾へ進み、さらに蛇の鱗、押登岬、潮崎及び灘土生を経て灘城方突堤に至り、同所から同市沼島字沼島山1番地の北端黒崎を見通した線を南進して同所に至り、同所から沼島東側の海岸線に沿って同市沼島字沼島山1番地の三ヶ崎に至り、同所から徳島県鳴門市里浦町字恵美寿地先栗津口（旧吉野川河口左岸）を見通した線を西進して兵庫県と徳島県の県界に至り、同所から同県界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
北淡震災記念公園特定猟具使用禁止区域	銃器	淡路市富島における県道福良江井岩屋線と市道野島仁井線の交点を起点として、同所から同市道を南東進して市道里横道線に至り、同所から同市道を東進して市道里立道2号線に至り、同所から同市道を南進して市道小倉1号線に至り、同所から同市道を西進して市道小倉南線に至り、同所から同市道を西進して市道小倉西線に至り、同所から同市道を北進して市道小倉開発横道線に至り、同所から同市道を西進して市道富島東の町16号線に至り、同	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

		所から同市道を北西進して市道簡保線に至り、同所から同市道を北西進して県道福良江井岩屋線に至り、同所から同県道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
加西市北条 特定猟具使 用禁止区域	銃器	加西市北条町北条における県道三木宍粟線と県道多可北条線との交点を起点として、同所から県道中北条線を北東進して県道大和北条停車場線との交点に至り、同所から同県道を北東進して中国縦貫自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東進して市道殿原逆線との交点に至り、同所から同市道を南進して県道多可北条線との交点に至り、同所から同県道を東進して県道玉野倉谷線との交点に至り、同所から県道玉野倉谷線を南進して市道豊倉玉丘線との交点に至り、同所から同市道を南東進して市道豊倉日吉線との交点に至り、同所から同市道を南進して県道三木宍粟線との交点に至り、同所から同県道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成30年11 月1日から 平成40年10 月31日まで
加西市一乗 寺特定猟具 使用禁止区 域	銃器	加西市坂本町821番地の2から821番地の8まで及び821番地の18から821番地の28までの区域	平成30年11 月1日から 平成40年10 月31日まで



兵庫県告示第926号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次の区域を休猟区として指定する。

なお、平成27年兵庫県告示第888号（休猟区の指定）は、平成30年10月31日限り、廃止する。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	区 域	存続期間
吉川町西部 休猟区	主要地方道西脇三田線と市道米田大沢線の交点を起点として、同所から同市道を南進して国道428号との交点に至り、同所から同国道を南進して三木市と神戸市の境界に至り、同所から同境界を西進して三木市吉川町と神戸市と三木市細川町の境界の交点に至り、同所から三木市吉川町と同細川町の境界を北西進して三木市吉川町と同細川町と同口吉川町との境界の交点に至り、同所から三木市吉川町と同口吉川町の境界を北西進して三木市吉川町と同口吉川町と加東市の境界の交点に至り、同所から三木市と加東市の境界を北東進して三木市と加東市と三田市の境界の交点に至り、同所から三木市と三田市の境界を北東進して県道新田大沢線との交点に至り、同所から県道新田大沢線を南進して県道広野永福線との交点に至り、同所から県道広野永福線を西進して県道新田大沢線との交点に至り、県道新田大沢線を南進して主要地方道西脇三田線との交点に至り、同所から主要地方道西脇三田線を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成30年11 月1日から 平成33年10 月31日まで



兵庫県告示第927号

平成27年兵庫県告示第887号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

県立淡路島公園鳥獣保護区の項を削る。



兵庫県告示第928号

平成28年兵庫県告示第917号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

有年・周世特定猟具使用禁止区域の項を削る。



兵庫県告示第929号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
所長 平 松 知 雄
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)		63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 2)		
能 力	20m ³ /分		0.175m ³ /分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後7日		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	3~6	3~6	6.3~7	6.3~7
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10以下	10	3以下	10
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10以下	10	1.2以下	268
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	20以下	20	5以下	335
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	1以下	20
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	—	—	1以下	20
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1以下	1	1以下	1	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0.081	0.081	5.8	5.8	

備考 汚水等は、公共下水道へ放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 1)		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 2)		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 3)		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 4)	
25枚/日		15枚/日		5,700kg/日		3,800kg/日	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		着手後30日		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
3～10	3～10	2～10	2～10	9.3	9.3	9.3	9.3
10以下	10	10以下	10	19,000 以下	19,000	19,000 以下	19,000
10以下	10	10以下	10	10,000 以下	10,000	10,000 以下	10,000
90以下	90	21,000 以下	21,000	70以下	70	70以下	70
—	—	3以下	3	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	3以下	3	—	—	—	—
1以下	1	3以下	3	3,300以下	3,300	3,300以下	3,300
0.097	0.097	0.2885	0.2885	0.4	0.4	0.3	0.3

65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 5)		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 6)		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 7)		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 8)	
5,700kg/日		3,800kg/日		7,350kg/日		4,900kg/日	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3
19,000 以下	19,000	19,000 以下	19,000	19,000 以下	19,000	19,000 以下	19,000
10,000 以下	10,000	10,000 以下	10,000	10,000 以下	10,000	10,000 以下	10,000
70以下	70	70以下	70	70以下	70	70以下	70
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
3,300以下	3,300	3,300以下	3,300	3,300以下	3,300	3,300以下	3,300
0.465	0.465	0.43	0.43	0.45	0.45	0.4	0.4

65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 9)		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 10)		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 11、12)	
7,350kg/日		4,900kg/日		9.3kg/時	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
9.3	9.3	9.3	9.3	9.7	9.7
19,000 以下	19,000	19,000 以下	19,000	20,000 以下	20,000
10,000 以下	10,000	10,000 以下	10,000	22,000 以下	22,000
70以下	70	70以下	70	200以下	200
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
3,300以下	3,300	3,300以下	3,300	6,100以下	6,100
0.6	0.6	0.43	0.43	0.08/基	0.08/基

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年10月30日から同年11月20日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



兵庫県告示第930号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所
伊丹市端原4丁目1番地
所長 渡 邊 齊
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所
伊丹市端原4丁目1番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1)			65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 2)		
能 力	0.1m ³ /日			9 m ³ /日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後			同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後7日			同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後			同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続			同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし			同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	12	13.2	1	1	
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1未満	3	—	—	
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1未満	1	—	—	
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—	
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	270	410	1,280	1,540	
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—	
	ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—	
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	1,330	1,600	
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	—	—	5,300	6,300	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0.1	0.1	8.9	9		

備考 汚水等は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

66号 電気めつき施設	
4 m ³ /日	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
通 常	最 大
4.2～7	4.2
0.1 未満	55
0.1 未満	55
1 未満	10
0.1 未満	13
—	—
0.1 未満	2.6
—	—
—	—
0.6 未満	0.6 未満
4	4

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年10月30日から同年11月20日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



兵庫県告示第931号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する区域

伊丹市昆陽北1丁目14番1、14番3の各一部

2 特定有害物質の名称

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、二クロロ四・六ビス（エチルアミノ）一一・三・五トリアジン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物



兵庫県告示第932号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

平成30年10月15日から平成31年3月20日まで

3 作業地域

尼崎市大高洲町及び東海岸町地内



兵庫県告示第933号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（1級水準測量）

2 作業期間

平成30年10月4日から平成31年3月31日まで

3 作業地域

西宮市の一部



兵庫県告示第934号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量（再設））

2 作業期間

平成30年10月18日から同年11月22日まで

3 作業地域

西宮市田代町1番13号地先



兵庫県告示第935号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量、3級水準測量、4級水準測量、地区界測量、GNSS等現地測量及び街区確定測量）

2 作業期間

平成30年11月9日から平成31年3月31日まで

3 作業地域

西宮市樋ノ口町一丁目外



兵庫県告示第936号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
香住(2)(急) I-2 (110010348)	豊岡市香住(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
下鉢山(2) I-2 (110010349)	豊岡市駄坂、下鉢山、上鉢山(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
下鉢山(3) I-2 (110010350)	豊岡市上鉢山(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鉢山(急) I-2 (110010351)	豊岡市上鉢山(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥野(3) II (110010352)	豊岡市奥野(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
森尾(急) I-2 (110010353)	豊岡市森尾(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
市場第二 (210010242)	豊岡市市場(別図7のとおり)	土石流

(別図1から別図7までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第937号

平成19年兵庫県告示第520号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

三宅(4)Ⅱ(110010103)の項中別図8、三宅(3)Ⅰ(110010110)の項中別図15、森尾(急)Ⅰ(110010114)の項中別図19、香住(2)(急)Ⅰ(110010123)の項中別図28、下鉢山(2)Ⅰ(110010150)の項中別図55、下鉢山(3)Ⅰ(110010152)の項中別図57、上鉢山(急)Ⅰ(110010153)の項中別図58を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備えて縦覧に供する。)



兵庫県告示第938号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥野第一 (110010096)	豊岡市奥野(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
奥野(1)Ⅱ (110010097)	豊岡市奥野(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
奥野(1)Ⅰ (110010098)	豊岡市奥野(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
奥野第二 (110010099)	豊岡市奥野(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
奥野(2)Ⅰ (110010100)	豊岡市奥野(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
奥野(2)Ⅱ (110010101)	豊岡市奥野(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
三宅第一 (110010102)	豊岡市三宅(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
三宅(4)Ⅱ (110010103)	豊岡市三宅(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
三宅(5)Ⅱ (110010104)	豊岡市三宅(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
三宅第二 (110010108)	豊岡市三宅(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
三宅(3)Ⅰ (110010110)	豊岡市三宅(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
森尾(1)Ⅱ (110010111)	豊岡市三宅(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
森尾(2)Ⅱ (110010112)	豊岡市三宅、森尾(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり

三宅(2) I (110010113)	豊岡市三宅 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
森尾(急) I (110010114)	豊岡市森尾 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
森尾(3) II (110010115)	豊岡市森尾 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
森尾(4) II (110010116)	豊岡市森尾 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
森尾(5) II (110010117)	豊岡市森尾 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
森尾(6) II (110010118)	豊岡市森尾 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
森尾(7) II (110010120)	豊岡市森尾 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
森尾第二 (110010121)	豊岡市森尾 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
香住第一 (110010122)	豊岡市香住 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
香住(2)(急) I (110010123)	豊岡市香住 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
香住(3)(急) I (110010124)	豊岡市香住 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
香住第二 (110010125)	豊岡市香住 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
香住(1)(急) I (110010126)	豊岡市香住 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
香住第三 (110010127)	豊岡市香住 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
神美台第一 (110010131)	豊岡市神美台 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
神美台第二 (110010132)	豊岡市神美台 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
神美台第三 (110010133)	豊岡市神美台 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
神美台第四 (110010134)	豊岡市神美台 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
神美台第五 (110010135)	豊岡市神美台 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
神美台第六 (110010136)	豊岡市神美台 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり

神美台第七 (110010137)	豊岡市神美台（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
神美台第九 (110010139)	豊岡市神美台（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
神美台第十 (110010140)	豊岡市神美台（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
神美台第十三 (110010143)	豊岡市神美台（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
長谷第二 (110010146)	豊岡市長谷（別図38のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
長谷第三 (110010149)	豊岡市長谷（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
下鉢山(2) I (110010150)	豊岡市駄坂、下鉢山、上鉢山（別図40のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
上鉢山第一 (110010151)	豊岡市上鉢山（別図41のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
下鉢山(3) I (110010152)	豊岡市上鉢山（別図42のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
上鉢山（急） I (110010153)	豊岡市上鉢山（別図43のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
倉見第一 (110010155)	豊岡市倉見（別図44のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
大篠岡第二 (110010244)	豊岡市大篠岡（別図45のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
大篠岡第三 (110010245)	豊岡市大篠岡（別図46のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
木内 II (110010246)	豊岡市木内（別図47のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
下鉢山(1) I (110010249)	豊岡市駄坂（別図48のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
下鉢山 I (110010250)	豊岡市駄坂、香住（別図49のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
奥野(3) II (110010352)	豊岡市奥野（別図50のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
奥野川 II (210010051)	豊岡市奥野（別図51のとおり）	土石流	別図51のとおり
奥野第二 (210010053)	豊岡市奥野（別図52のとおり）	土石流	別図52のとおり
奥野第三 (210010054)	豊岡市奥野（別図53のとおり）	土石流	別図53のとおり

奥野第四 (210010055)	豊岡市奥野 (別図54のとおり)	土石流	別図54のとおり
右支溪第三(2) I (210010063)	豊岡市三宅 (別図55のとおり)	土石流	別図55のとおり
寺の下川(2) I (210010068)	豊岡市三宅 (別図56のとおり)	土石流	別図56のとおり
神美台第二 (210010075)	豊岡市神美台 (別図57のとおり)	土石流	別図57のとおり
倉見川 I (210010080)	豊岡市倉見 (別図58のとおり)	土石流	別図58のとおり
木内第一 (210010174)	豊岡市木内 (別図59のとおり)	土石流	別図59のとおり
市場第二 (210010242)	豊岡市市場 (別図60のとおり)	土石流	別図60のとおり

(別図 1 から別図60までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第939号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年10月31日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年10月30日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 姫路環状線	姫路市飾磨区山崎台10番から 同 市飾磨区山崎台8番まで	旧	16.0から 25.0まで	34.0	
		新	16.0から 28.0まで	34.0	



兵庫県告示第940号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、稲美町国安土地区画整理組合から換地処分完了の届出があった。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日

組 合 の 名 称 稲美町国安土地区画整理組合
 事務所の所在地 加古郡稲美町国安1150番地の1
 設立認可の年月日 平成13年8月24日

公 告

地域森林計画の樹立及び一部変更の案の縦覧

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項及び第5項の規定により、加古川地域森林計画の一部変更、揖保川地域森林計画の樹立及び円山川地域森林計画の一部変更をするので、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、兵庫県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 樹立及び一部変更する地域森林計画区の名称等及び縦覧場所

区分	名称及び区域	計画期間	縦覧場所
加古川地域森林計画の一部変更	<加古川森林計画区> 神戸市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 篠山市 丹波市 南あわじ市 淡路市 加東市 猪名川町 多可町 稲美町	平成29年4月1日から 平成39年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 神戸県民センター神戸農林振興事務所 阪神北県民局阪神農林振興事務所 東播磨県民局加古川農林水産振興事務所 北播磨県民局加東農林振興事務所 丹波県民局丹波農林振興事務所 淡路県民局洲本農林水産振興事務所
揖保川地域森林計画の樹立	<揖保川森林計画区> 姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神河町 市川町 福崎町 太子町 上郡町 佐用町	平成31年4月1日から 平成41年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所 西播磨県民局光都農林振興事務所

円山川地域森林計画の一部変更	<円山川森林計画区> 豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町	平成27年4月1日から 平成37年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所
----------------	--	-----------------------------	--

2 縦覧期間

平成30年11月1日から同月30日まで



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鶯の森(3) I (118000124)	川西市鶯の森町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
加茂(4) I (118000125)	川西市加茂2丁目（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
久代二丁目(2) I (118000126)	川西市久代2丁目（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
久代五丁目(2) I (118000127)	川西市久代5丁目（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図4までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年11月7日（水）から同月21日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課
〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

平成30年11月21日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年1月21日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第1262号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

平野(3)Ⅰ（118000034）の項中別図29、鶯の森(2)Ⅰ（118000055）の項中別図48、加茂(3)Ⅰ（118000069）の項中別図60、久代二丁目Ⅰ（118000072）の項中別図63、久代五丁目Ⅰ（118000073）の項中別図64を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成30年11月7日（水）から同月21日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課
〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

平成30年11月21日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年1月21日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第1263号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

石切山北谷川Ⅲ（215000056）の項中別図3、石切山西谷川Ⅲ（215000057）の項中別図4を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成30年11月7日（水）から同月21日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課
〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

平成30年11月21日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の方針は、平成31年1月21日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
水明台(4) I (118000021)	川西市水明台4丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
向陽台(1) I (118000029)	川西市向陽台1丁目(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
向陽台(2) I (118000031)	川西市向陽台1丁目(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
カモデ I (118000032)	川西市平野(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
平野(5) I (118000033)	川西市平野3丁目(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
平野(3) I (118000034)	川西市平野(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
平野(4) I (118000042)	川西市平野1丁目(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
鼓が滝(4) I (118000051)	川西市鼓が滝3丁目(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
鼓が滝(1) I (118000053)	川西市鼓が滝2丁目(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
鶯の森(2) I (118000055)	川西市鶯の森町(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
萩原 I (118000058)	川西市萩原1丁目(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
火打 I (118000059)	川西市火打2丁目(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
南花屋敷 I (118000066)	川西市南花屋敷2丁目(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり

加茂(3) I (118000069)	川西市加茂2丁目(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
久代(1) I (118000070)	川西市久代2丁目(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
久代(2) I (118000071)	川西市久代2丁目(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
久代二丁目 I (118000072)	川西市久代2丁目(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
久代五丁目 I (118000073)	川西市久代5丁目(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
平野 I (118000075)	川西市平野1丁目(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
鶯の森 I (118000076)	川西市鶯の森町(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
平野(1) II (118000095)	川西市平野(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
平野(3) II (118000097)	川西市平野3丁目(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
東多田 II (118000101)	川西市東多田3丁目(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
火打 II (118000105)	川西市火打2丁目(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
加茂 II (118000106)	川西市加茂4丁目(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
長尾台(6) I (115000091)	宝塚市長尾台二丁目、川西市満願寺町(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
雲雀丘山手(1) I (115000102)	宝塚市雲雀丘山手一丁目、川西市花屋敷二丁目(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
荘園(3) I (115000107)	宝塚市花屋敷荘園三丁目、川西市花屋敷山手町(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
花屋敷荘園 I (118000061)	宝塚市花屋敷荘園1丁目、川西市花屋敷山手町(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
花屋敷(1) I (118000062)	宝塚市花屋敷荘園1丁目、川西市花屋敷1丁目(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり

(別図1から別図30までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年11月7日(水)から同月21日(水)まで

- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課
〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15
 - (3) 提出期限
平成30年11月21日（水）まで（当日消印有効）
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年1月21日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ドラッグコスモス広畑長町店
所在地 姫路市広畑区長町二丁目1-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表者の氏名 宇 野 正 晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表者の氏名 宇 野 正 晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年6月4日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,204平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
46台
 - (2) 駐輪場の収容台数
16台
 - (3) 荷さばき施設の面積
32平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時

- 閉店時刻 午後9時45分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
入口1箇所、出口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成30年10月3日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課
- (2) 縦覧期間
平成30年10月30日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
平成31年2月28日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ナンバホームセンター三木店
所在地 三木市末広三丁目122番地4
- 2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
名称 株式会社ナンバ
住所 岡山県津山市材木町1328番地25
代表者の氏名 難 波 賢 治
- 3 変更事項
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ア 変更前
名称 ナンバ三木店
所在地 三木市末広三丁目12街区1ほか
- イ 変更後
名称 ナンバホームセンター三木店
所在地 三木市末広三丁目122番地4
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
- ア 変更前
難 波 賢 治
- イ 変更後

難 波 賢 治

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社ナンバ

住所 岡山県津山市材木町1328番地25

代表者の氏名 難 波 榮

イ 変更後

名称 株式会社ナンバホームセンター

住所 岡山県津山市材木町1328番地25

代表者の氏名 難 波 賢 治

4 変更年月日

平成30年9月1日ほか

5 届出年月日

平成30年10月5日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成30年10月30日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年2月28日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ナンバホームセンター山崎店

所在地 宍粟市山崎町中井字鳥田173-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

名称 株式会社ナンバ

住所 岡山県津山市材木町1328番地25

代表者の氏名 難 波 賢 治

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

ナンバ山崎店

イ 変更後

ナンバホームセンター山崎店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ア 変更前

難 波 榮

イ 変更後

難 波 賢 治

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社ナンバ

住所 岡山県津山市材木町1328番地25

代表者の氏名 難 波 榮

イ 変更後

名称 株式会社ナンバホームセンター

住所 岡山県津山市材木町1328番地25

代表者の氏名 難 波 賢 治

4 変更年月日

平成30年 9 月 1 日

5 届出年月日

平成30年10月 5 日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成30年10月30日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年 2 月28日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ナンバホームセンター福崎店

所在地 神崎郡福崎町西田原字上野田1838番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

名称 株式会社ナンバ

住所 岡山県津山市材木町1328番地25

代表者の氏名 難 波 賢 治

3 変更事項

(i) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

ナンバ福崎店

イ 変更後

ナンバホームセンター福崎店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ア 変更前

難 波 榮

イ 変更後

難 波 賢 治

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社ナンバ

住所 岡山県津山市材木町1328番地25

代表者の氏名 難 波 榮

イ 変更後

名称 株式会社ナンバホームセンター

住所 岡山県津山市材木町1328番地25

代表者の氏名 難 波 賢 治

4 変更年月日

平成30年9月1日

5 届出年月日

平成30年10月5日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成30年10月30日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年2月28日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市米田町塩市字明田137番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

明石市大久保町大窪497番地1

関西住宅販売株式会社 代表取締役 横 野 修 三

3 許可年月日及び許可番号

平成30年10月5日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-31-2号（29高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町国岡五丁目98番から100番まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市平岡町新在家117番地
昭和住宅株式会社 代表取締役 湖 中 正 泰
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年 2月13日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－34号（29稲美）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
小野市天神町字後山1183番22の一部、1183番31から番33まで、1183番34の一部、1183番35、1183番112の一部、1183番117、1183番118
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市大村163番地
株式会社グッドラインハウジング 代表取締役 松 本 克 基
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年 6月15日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－8号（30小野）



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年10月30日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量
道路管理パトロール車 8 台
 - (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 納入期限
平成31年 3月29日（金）
 - (4) 納入場所

西宮土木事務所（西宮市櫛塚町 2－28）	1 台
宝塚土木事務所（宝塚市旭町 2－4－15）	2 台
加古川土木事務所（加古川市加古川町寺家町天神木97－1）	1 台
加東土木事務所（加東市社字西柿1075－2）	1 台
光都土木事務所（赤穂郡上郡町光都 2－25）	1 台
龍野土木事務所（たつの市龍野町富永宇田井屋畑1311－3）	1 台
豊岡土木事務所（豊岡市幸町 7－11）	1 台
 - (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数

があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 築地

電話 (078) 341-7711 内線4947 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成30年10月30日(火)から同年11月13日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時

平成30年12月10日(月)午後2時 兵庫県庁西館小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成30年12月7日(金)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成30年10月30日(火)から同年11月13日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、平成30年11月13日(火)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

平成30年12月3日(月)午後5時から同月10日(月)午後2時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認について

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成30年10月31日(水)から同年11月26日(月)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、平成30年10月31日(水)から同年11月13日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、平成30年11月13日(火)は午後4時までとする。)

の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成30年12月3日(月)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年12月6日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成30年12月25日(火)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等
- 入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。
- (1) 書面による入札
- ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
- 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県出納局管理課 担当 吉岡
電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928
- イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
- 平成30年10月30日(火)から同年11月13日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- ウ 入札の日時
- 平成30年12月10日(月)午後3時 兵庫県庁西館1階小入札室
- エ 入札書の提出期限
- 上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成30年12月7日(金)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。
- (2) 電子による入札
- 兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。
- ア 参加申込みの期間
- 平成30年10月30日(火)から同年11月13日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、平成30年11月13日(火)は午後4時までとする。)
- イ 入札の日時
- 平成30年12月3日(月)午後5時から同月10日(月)午後3時まで(県の休日を除く。)
- ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。
- 4 仕様確認等
- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
- ア 受付期間
- 平成30年10月31日(水)から同年11月26日(月)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)
- なお、電子入札システムによる場合は、平成30年10月31日(水)から同年11月13日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、平成30年11月13日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。
- イ 受付場所
- 前記3(1)アに同じ。
- ウ 提出書類
- カタログ等の仕様を確認できる書類
- エ 提出方法
- 電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

平成30年12月3日（月）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年12月7日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成30年12月25日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 吉岡

電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成30年10月30日（火）から同年11月13日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

平成30年12月10日（月）午後4時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成30年12月7日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成30年10月30日（火）から同年11月13日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、平成30年11月13日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

平成30年12月3日（月）午後5時から同月10日（月）午後4時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成30年10月31日（水）から同年11月26日（月）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成30年10月31日（水）から同年11月13日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、平成30年11月13日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

平成30年12月3日（月）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年12月6日（木）正午までに納入しなければならない

い。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成30年12月25日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Personal computers for ICT in schools (leasing contract)

(3) Lease period: March 1, 2019 - February 29, 2024

(4) Delivery location:

Hyogo Prefectural Higashinada Senior High School and other 172 places (details are described in the specification)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 November 13, 2018

(6) Deadline for tender:

16:00 December 10, 2018 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 December 7, 2018 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Yoshioka, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 4935



落札者等の公示

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成30年10月30日

契約担当者
兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県税務システム専用端末 一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年10月3日
- 4 落札者の名称及び住所
N E C キャピタルソリューション株式会社 神戸市中央区東町126番地
- 5 落札金額
1,456,380円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成30年8月21日

病 院 局 公 告

兵庫県立尼崎総合医療センター経営収支改善支援業務プロポーザルの実施

以下の調達について次のとおりプロポーザルを実施する。
平成30年10月30日

兵庫県病院事業 契約担当者
県立尼崎総合医療センター院長 平 家 俊 男

- 1 プロポーザルの概要
 - (1) 名称
兵庫県立尼崎総合医療センターの経営収支改善支援業務プロポーザル
 - (2) 応募要領
別途配布する「兵庫県立尼崎総合医療センターの経営収支改善支援業務」募集要領（以下「募集要領」という。）による。
 - (3) 契約期間
当選者の決定後の日から平成31年3月31日（日）までとする。
ただし、兵庫県立尼崎総合医療センターが、契約の日から1年を超えない範囲において契約内容の達成を確実にみなす合理的事由を有する場合、契約相手方との協議に基づき契約の終期を延長することができるものとする。
 - (4) 履行場所
県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2丁目17番77号
- 2 参加資格
 - (i) 次のアからエに該当する全ての実績を有する者であること。
 - ア 「D P C 大学病院本院群（旧 I 群）及びD P C 特定病院群（旧 II 群）」のうち、病床数500床以上の病院における委託経費の削減に関する業務の実績（過去3年程度）
 - イ 「D P C 大学病院本院群（旧 I 群）及びD P C 特定病院群（旧 II 群）」のうち、病床数500床以上の病院における室料差額収益の増加に関する業務の実績（過去3年程度）

ウ 「DPC大学病院本院群（旧Ⅰ群）及びDPC特定病院群（旧Ⅱ群）」のうち、病床数500床以上の病院における配置人員の確保対策による診療報酬加算施設基準取得支援の実績（過去3年程度）

エ 病院を含む医療系業態以外の分野における生産性の向上など経営改善支援に関する業務の実績（例：製造工程の見直し・合理化、人員配置の適正化による生産性の向上に関する支援業務）

- (2) 兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく本県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (4) 本業務にかかる告示日から応募受付期間の末日までの間において、本県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが告示日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。
- (6) 次のアからウまでに該当する者でないこと（必要に応じて、関係機関に事実関係の照会を行うことがある。）。

ア 役員のうち次のいずれかに該当するものがある法人等

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が(7)に該当する者

イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支援する者

ウ その法人等の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者）が前項ア及びイのいずれかに該当する者

3 参加手続

(1) 事務局

〒660-8550 尼崎市東難波町2丁目17番77号

県立尼崎総合医療センター経営企画部経営企画課

電話 (06) 6480-7000

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間

平成30年10月30日（火）から同年11月9日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 配布場所

上記(1)のほか当院ホームページ（<https://agmc.hyogo.jp/>）からダウンロードできる。

(3) 参加表明書

ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成30年10月31日（水）から同年11月9日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、平成30年11月9日（金）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、事務局への持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成30年10月31日（水）から同年11月9日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、平成30年11月9日（金）必着とする。

ウ 回答方法

質問書提出者及び参加表明書提出者に対して順次電子メール又はFAXにより送付する。

(5) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成30年10月31日（水）から同年11月14日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、平成30年11月14日（水）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類

募集要領に定める。

(6) プレゼンテーション

ア 企画提案書を提出した者に対し、プレゼンテーションを求める場合がある。

イ プレゼンテーションを実施する場合、開催の日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「兵庫県立尼崎総合医療センター経営収支改善支援業務選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者及び次点者を決定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県立尼崎総合医療センター経営収支改善支援業務に関する業務委託契約」の契約予定者となる。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

ア 期限までに企画提案書を提出しなかった者

イ 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加表明書・企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。また、提出された企画提案書が下記アからケまでのいずれかに該当する場合は、原則、その企画提案書を無効とする。

ア 企画提案書の全部又は一部が提出されていない場合

イ 企画提案書と無関係な書類である場合

ウ 他の業務の企画提案書である場合

エ 白紙である場合

オ 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

カ 発注者名に誤りがある場合

キ 発注案件名に誤りがある場合

ク 提出業者名に誤りがある場合

ケ その他未提出又は不備がある場合

(4) 選定の結果、特定されなかった場合、企画提案書は返却を希望した者に限り返却する。提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

(5) 提出期限以降における企画提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

- (6) 同一企業が、複数の企画提案書を提出することは禁止する。
- (7) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
- (8) 特定された企画提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。
- (9) 企画提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (10) 様式第1号から第7号までについて、電子データで希望する場合は上記3(1)まで連絡すること。
- (11) 特定されなかった企画提案書の返却を希望する場合は、様式第4号の返却希望欄に○をつけること。返却場所は上記3(1)とする。
- (12) その他詳細は、募集要領による。

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成30年10月30日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西川直哉

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
遺失物管理システム賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年10月16日
- 4 落札者の名称及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目3番2号
- 5 落札金額
1,317,600円(月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成30年9月7日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成30年10月30日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西川直哉

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
IC運転免許証用両面コピー機賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年10月17日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
431,568円(月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日

平成30年 9 月11日